

「危険物陸上輸送についての 危険物委員会の布告」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

仏暦二五四五年(西暦二〇〇二年)危険物陸上輸送についての危険物委員会の決定の布告

(前文省略)

第一項

本布告において、

「輸送(ガーン・コンソン)」とは、自動車またはその他の輸送機械による危険物の陸上輸送を意味するが、鉄道による危険物輸送は意味しない。

「輸送者(プー・コンソン)」とは、輸送を営む者に加え、どの段階の請負であっても輸送者が輸送を委託した者も意味する。

「危険物受取人(プー・ラップ・ワトゥ・アンタラーイ)」とは、輸送者から危険物を受け取る者を意味する。

「責任者機関(ヌワイガーン・プー・ラピッチョープ)」とは、仏暦二五三五年危険物法第一八条第二段に基づき危険物に係る責任を委任された機関を意味する。

「ラベル(チャラク)」とは、本布告末尾に添付した危険物輸送規定に基づく大きさ、形態、内容を有する、輸送における危険物の危険性を表示するために梱包物に掲げた絵柄状のシンボルマークを意味する。

「標章(パーイ)」とは、本布告末尾に掲げた危険物輸送規定に基づく大きさ、形態、内容を有する、輸送における危険物の危険性を表示するために可動式タンク、固定タンク、商品コンテナまたは輸送機械の外部表面に掲げた絵柄状のシンボルマークで構成する物を意味する。

「標識(クルアンマイ)」とは、その危険物の危険性を喚起するために、梱包物に掲げた、もしくは可動式タンク、固定タンク、商品コンテナまたは輸送機械の外部表面に掲げたラベル及び標章に定めた以外の内容または形態、危険物の正しい名称と国連番号から構成される物を意味する。

「危険物輸送管理書類(エカサーン・ガムガップ・ガーンコンソン・ワトゥ・アンタラーイ)」とは、危険物の名称、種類、または細目、国連番号、梱包群、及び量の表示に加えて、輸送者と危険物受取人の署名を付した書類を意味する。ここに本布告末尾に添付した危険物輸送規定に従う。

「容器(バンジュパン)」とは、梱包容器及びその他の構成物、またはその容器が危険物をぴったりと密閉するのに必要な材料を意味する。

「梱包物(ヒーブホー)」とは、容器及び輸送のために梱包した物から構成される梱包済み完成品を意味する。

「IBC [INTERMEDIATE BULK CONTAINERS] 種容器(バンジュパン・チャニット・IBC)」とは、機械による移動のために設計され、輸送によって生じる圧力への抵抗性検査を通った、容量が三〇〇〇リットルを超えない容器を意味する。

「可動式タンク(テング・ティー・ヨック・レ・クルアンマイ・ダーイ)」とは、構造装備を解かずに危険物の積み下ろしをし、所定の積み込みがあった時に持ち上げ、移動させることができるようにするために作られた物を意味する。

「固定式タンク(テック・ティットゥルン)」とは、車体恒久固定タンク[FIXED TANKS]、車体非恒久固定タンク[DEMOUNTABLE TANKS]、タンク・コンテナ[TANK-CONTAINERS]、金属製構造壁の交換可能タンク[TANK SWAP BODIES WITH SHELLS MADE OF METALLIC MATERIALS]、ガス容器を並べた車[BATTERY-VEHICLES]、群状ガス容器 [MULTIPLE-ELEMENT GAS CONTAINERS または MEGCS]、ファイバー補強プラスチックタンク[FIBER-REINFORCED PLASTICS TANKS または FRP]、真空操作廃物タンク[VACUUM -OPERATED WASTE TANKS]のような安全、堅固な、車体に固定された、危険物を積み込むために作られた物を意味する。

「種類(プラペート)」とは、危険性の性質によって八種類に分けられた危険物の性質を意味する。すなわち(一)爆発物(二)ガス(三)液体可燃物(四)固形可燃物、自然引火物、及び水と反応し可燃ガスを発生する物質(五)酸化物及び酸化有機物(六)毒物及び感染物(七)放射性物質(八)腐食物、及び(九)(一)から(八)までの種類に分類できないその他の危険物。

「細目(プラペート・ヨイ)」とは、同種に分類されるが、その強度性または類似性でさらに細かく分類できる危険物の危険性の性質を意味する。

第二項

危険物の製造者、輸入者、輸出者、輸送者、及び占有者は、以下の件において危険物輸送規定に従う。

- (一)危険物の種類分類
 - (二)危険物の名簿、及び制限量の件についての例外
 - (三)容器及び可動式タンクの使用規定
 - (四)危険物輸送の段階
 - (五)容器、IBC種容器、大規模容器、及び可動式タンクの製造・検査規定
 - (六)輸送構成に係る規定
 - (七)研修
- (一)から(七)の詳細は本布告末尾に添付した危険物輸送規定に従う。

第三項

固定式タンクに危険物を詰め輸送される危険物の製造者、輸入者、輸出者、輸送者、及び占有者は、以下の件において危険物輸送規定に従う。

- (一)車体恒久固定タンク、車体非恒久固定タンク、タンク・コンテナ、金属製構造壁の交換可能タンク、ガス容器を並べた車両及び群状ガス容器(MEGCS)の使用
- (二)ファイバー補強プラスチックタンク(FRP)の使用
- (三)真空操作廃物タンクの使用
- (四)車体恒久固定タンク、車体非恒久固定タンク、タンク・コンテナ、金属製構造壁の交換可能タンク、ガス容器を並べた車及び群状ガス容器(MEGCS)の構造・設備の設計、設計許可、検査、試験及び標識の作成における規定

(五)ファイバー補強プラスチックタンク(FRP)の構造・設備の設計、設計許可、検査、試験及び標識の作成における規定

(六)真空操作廃物タンクの構造・設備の設計、設計許可、検査、試験及び標識の作成における規定

(七)容器、ガス容器を並べた車及び群状ガス容器(MEGCS)、またはタンク・コンテナ上、及び危険物運搬車両に掲げる標章及び標識

(一)から(七)の詳細は本布告末尾に添付した危険物輸送に使用する固定式タンクの規定に従う。第二項の内容を準用する。

第四項

輸送される危険物の製造者、輸入者、輸出者、及び占有者は、以下の義務を有する。

(一)危険物の移動及び輸送に対し十分な堅牢性をもった容器、移動式タンク、固定式タンク、または危険物梱包物を用意する

(二)危険物の種類または細目に合致した容器、移動式タンク、固定式タンク、危険物梱包物を用いての危険物収納

(三)移動式タンク、固定式タンクまたは危険物梱包物、及びそれらタンク、梱包物に掲げたラベル、標識、標章の点検

(四)輸送者及び運転手の適性、及び運転手の資格の検査

(五)危険物輸送管理書類の検査、及びその書類への署名

第五項

毎回の輸送前において輸送者は以下の義務を有する。

(一)車両に備えつける、責任大臣が布告規定したところに基づく安全に係る書類と設備、または事故防止設備の用意

(二)危険物に係る危険性を示す書類、遵守事項と説明書の用意

(三)車体に掲げる危険物積載を示すラベルまたは標識の用意

(四)第七項に基づく資格を有する運転手と責任大臣が布告規定したところに基づく乗員の用意

(五)運転手に対し乗務前の十分休息を与える

(六)乗務前の運転手の準備態勢及び催酔性物への依存の検査

(七)ルート、速度、走行時間、危険物積載量、及び事故防止を含む、責任大臣が布告規定した規定の遵守

第六項

運転手は以下の義務を有する。

(一)容器、移動式タンク、固定式タンクまたは危険物梱包物、及びそれらタンク、梱包物に掲げたラベル、標識、標章の点検

(二)車両への積み下ろし時における危険物移動の点検

- (三) 車両上における危険物の配置、紐縛、固定、充填の点検
- (四) 運送前の危険性を示す書類、遵守事項、危険物に係る説明の確認、及びそれら書類の運転室の取出し使用に便利な場所への保管。ここに一台の車両で複数の取水の危険物を積載する場合は、全種類の危険物に係る当該書類がなければならない
- (五) タイヤの状態、タイヤの空気圧、ブレーキシステム、エンジンシステム、責任大臣が布告規定したところに基づく危険性に係る諸書類及び設備、車両常備の事故防止設備などの運送前の車両の案税性点検
- (六) 責任大臣が布告規定した速度での走行
- (七) 責任大臣が布告規定したところに基づく時間、ルートでの走行
- (八) 目的地に到達するためにメインルートを逸れる必要がある場合、トンネル、交通混雑区域、人口密集地を避け、可能な限り遅滞なく輸送者及び危険物所有者に通知する
- (九) 乗務前に十分な休息を取る
- (一〇) 身体能力が弱まっている時には運転しない
- (一一) 運転免許書、及び陸運局の危険物運搬車運転許可書の携帯
- (一二) 目的地に到着した時、危険物輸送管理書を点検し、それに署名し、危険物受取人に引き渡す
- (一三) ルート、速度、走行時間、積載量、及び事故防止など責任大臣が布告した規定の遵守

第七項

危険物積載車両の運転手は、自動車法及び陸運法に基づく運転免許書取得者であるほか、以下の資格を有していなければならない。

- (一) 二五歳以上である
- (二) 陸運局が危険物委員会の承認を得て定めたカリキュラムに基づく研修訓練を受け、試験に合格した
- (三) 催酔物の中毒者ではない
- (四) 麻薬法に係る違反者となることがない、または麻薬中毒者だった経歴がない
- (五) 職務を十分に遂行できないと判断される身体障害者でない
- (六) 車両運転における責任で信用できないような経歴がない

陸運局はある種類の危険物積載車両の運転のための第一段(二)に基づく研修訓練を受け、試験に合格した者に対し、証拠としてその種類の危険物積載車両運転許可書を発行する。

第八項

輸送による危険物受取人は以下の義務を有する。

- (一) 容器、移動式タンク、固定式タンク、危険物包装物、ラベル、標識、標章の点検
- (二) 移動、及び特に(一)に基づく容器から危険物を下ろすことへの細心の注意と正しい方法による検査
- (三) 危険物を保管するために適した安全な保管場所の確保

(四)危険物輸送管理書の点検と、その書類への署名

第九項

輸送中に事故が発生し、危険物が人、動物、植物、財産、及び環境に危険を及ぼす、もしくは及ぼす可能性がある場合、その危険物の輸送車両運転手、製造者、輸入者、輸出者、輸送者、及び占有者で危険性を察知した、または知った者は、正しい方法で救済、移動、処理、復旧、損害回避するためのデータを責任機関に通知する義務を有する。

責任機関以外の機関が救済、移動、処理、復旧、損害回避に当たる場合、第一段に基づく者は当該機関にその危険物に係るデータを通知する義務を有する。

第一〇項

輸送者は危険物委員会が布告規定した原則、方法、条件に従い危険物輸送において事故保険を掛ける。

第一一項

本布告は官報告示日の翌日から施行する。

仏暦二五四五年(西暦二〇〇二年)八月一五日公布。官報告示日は二〇〇二年一〇月四日。

(おわり)

おことわり

布告末尾には膨大な内容の危険物輸送規定(語句内容制限と研修の一般条件、危険物の種類分け、危険物名簿と制限量の例外事項、タンク充填と使用の条件、危険物輸送プロセス、容器・IBC容器・大規模容器・移動式タンクの製造及び試験規定、輸送事業営業に係る条件、研修)がありますが、割愛します。